

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和6年度荒川区伝統工芸技術記録映像制作委託	No.5200710
工（納）期	令和7年3月14日	
契約締結日	令和6年11月25日	
契約金額	3,267,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社文化工房 (法人番号：2010401025923)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	令和6年度荒川区伝統工芸技術記録映像制作委託
指名業者 (案)	名称 株式会社文化工房 所在地 東京都港区六本木五丁目10番31号 代表者 代表取締役 佐藤 耕二
特命理由	<p>荒川区指定無形文化財保持者に認定された伝統工芸職人の技術を記録し、保存・公開することを目的として、映像作品の制作を委託するものである。主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件は、契約の目的、業務の内容などに照らして、価格のみならず、製作趣旨や技術力等も踏まえた上で、契約の相手方を選定することが重要であることから、プロポーザル方式により選定を行ったものである。</p> <p>② 業者選定にあたっては、参加事業者を公募のうえ、評価委員会により審査基準を定め、提案書の提出があった3社に対して、評価委員会において「制作の趣旨」や「構成」等の8項目について審査している。上記業者は多くの項目で高い評価を得ており、総合評価においても全体の8割以上と第1位の評価点を獲得しているため、確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記事業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p> <p>○契約事務取扱基準第9に基づく複数年契約（3年間）を適用する。 第2年次以降の本件契約について、今年度契約に係る履行評価を行い、良好であると判断された場合は特命随意契約を締結する予定である。</p>